## ○那須塩原市としての放射線への対応について

「小中学校校庭の表土除去についての指針」

1. はじめに

国は先日、学校での屋外活動を制限する放射線量としてきた、年間20ミリシーベルト(毎時3.8マイクロシーベルト)の基準を廃止する方針を示しました。

しかし、放射線低線量での被ばくについて、国の統一的な基準の下で対策が講じられていない現状を踏まえて、那須塩原市では、平成23年8月26日に文部科学省が福島県に示した基準をもとに、学校内で受ける人工放射線量(内部被ばくを含む)の暫定値として、

**年間 0. 267ミリシーベルト (毎時 0. 4マイクロシーベルト (屋外))** を基準とし、保護者の皆さんの不安解消を図っていきます。

## 2. 基準について

(1) 基準とする数値について

文部科学省が福島県に示した学校内における基準は年間 0.534 ミリシーベルトであることから、那須塩原市は、この基準の半分の値、**年間 0.267 ミリシーベルト**を基準としました。

(2) 基準とする時間数値への換算について

学校の屋外での時間当たりの基準値をO. 4マイクロシーベルトとします。

- ※計算式は次のとおりです。
- ①学校における外部被ばく分は、

(A×T1+B×T2)×D/1000 (mSv/年) で推計されます。

A:校庭の空間線量率 (μSv/時)

B:学校の屋内の空間線量率 (μ Sv/時)

(放射線を受ける場所による係数をA1.0、B0.5とします。

国際放射線防護委員会は、A1.0、B0.4 (木造)と示していますが、那須塩原市では、

Aを1.0としたときにB0.5の学校もあることから、実態に即した形で、

A1. 0、B0. 5を採用します。)

T1:1日当たりの校庭・園庭での活動時間(時/日)

T2:1日当たりの学校の屋内での活動時間(時/日)

D:1年間の学校への通学日数(日/年)

②学校において児童生徒等が受ける自然放射線(宇宙線:0.29mSv/年、大地放射線:0.3 8mSv/年/出典:(財)原子力安全研究協会「生活環境放射線」(平成4年))は、

 $(0.29+0.38) \times (D/365) \times (T1+T2)/24$  (mSv/年) で推計されます。

- ③学校において測定される空間線量率には、自然放射線が含まれていることから、学校における外部被ばく分(人工放射線分)は、①-②(mSv/年)で推計されます。
- ④内部被ばくは、食品経由、粉じんの吸入被ばく、手などからの経口摂取などの経路を考慮し、 内部被ばくの全線量に対する寄与を Z %と仮定すると、
- ③×Z/(100-Z) (mSv/年) で推計されます。

⑤したがって、内部被ばくを含めた学校における被ばく線量(人工放射線分)は、 **③+④ (mSv/年)** で推計されます。

ここで、那須塩原市における暫定基準、年間 0. 267ミリシーベルトを基に以下の条件で計算し、

T1:2時間

T2:4.5時間

(T1+T2=6.5時間、出典:平成18年社会生活基本調査(総務省))

D:200日

Z:10%(給食の回数を190回とし、原発事故の影響による飲食物による線量推計(0.11mSv/年、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会作業グループ発表(2011年7月))及び学校グラウンドの利用に伴う内部被ばく線量評価(1.9%、第31回原子力安全委員会資料第3-1号、平成23年5月12日文部科学省)から安全側に立って仮定)

<u>学校の屋外において児童生徒等が受ける時間当たりの放射線量は0.4マイクロシーベルト</u>とします。